

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目⑤ 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」

1 情報の提供

項目 \ 規定の有無	規定あり	規定なし
②提供媒体の明記	川口市素案、富士見市(注)、広島市、坂戸市、豊中市、高浜市(注)、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、小諸市	川崎市、宮古市
③縦覧の規定の有無	川口市素案、富士見市、川崎市、高浜市、	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市
④情報提供期間の明記	川口市素案、富士見市、豊中市	広島市、坂戸市、川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市

(注) 広報のほか、公開討論会、シンポジウムを例示しています。

⑤情報提供の中立性の保持、公平な扱い

中立性の保持 公平な扱い	中立性の保持 規定あり (4市)	中立性の保持 規定なし (10市)
公平な扱い 規定あり (4市)	川口市素案、豊中市、小諸市	大和市
公平な扱い 規定なし (10市)	川崎市	富士見市、広島市、坂戸市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、防府市、北広島市、宮古市

2 投票運動

- ①投票運動は自由とする。(5市)
- ②買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される行為の制限(13市)
- ③市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限(8市)
- ④公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為の制限(1市)
- ⑤投票管理者、開票管理者等の投票運動の制限(1市)
- ⑥他の選挙の期間が重複する場合の制限(1市)

-
- ・①+② (5市) (川口市素案、富士見市、高浜市、山陽小野田市、防府市)
 - ・②+③ (7市) (坂戸市、豊中市、桐生市、大和市、北広島市、宮古市、小諸市)
 - ・②+③+④+⑤+⑥ (1市) (川崎市)
 - ・投票運動に関する規定なし (1市) (広島市)

3 成立要件

成立要件 開票作業	1 / 2 以上 (10市)	1 / 3 以上 (1市)	規定なし (3市)
開票する (6市)	坂戸市、北広島市、(小諸市)(注)		豊中市、川崎市、大和市、
開票しない (9市)	<u>川口市素案</u> 、広島市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、防府市、宮古市	富士見市	

(注) 小諸市には成立要件の規定はありませんが、小諸市住民投票条例では、投票結果の尊重として、賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の1/4以上の数に達したときは、投票結果を尊重するものと規定されていることから、参考として上記に区分しています。

4 結果の尊重

①投票結果の尊重義務者

項目 \ 規定の有無	規定あり	規定なし
市民	広島市、坂戸市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、小諸市(注)	<u>川口市素案</u> 、富士見市、豊中市、川崎市、北広島市、宮古市、
市議会	<u>川口市素案</u> 、富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市(注)	
市長	<u>川口市素案</u> 、富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市(注)	
その他の執行機関	<u>川口市素案</u> 、山陽小野田市、小諸市(注)	富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、川崎市、高浜市、桐生市、大和市、防府市、北広島市、宮古市

(注) 小諸市では、賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の1/4以上の数に達したときは、投票結果を尊重するものとされています。

②投票結果の尊重義務を規定している条例の種類

自治基本条例 市民投票条例	自治基本条例 規定あり (7市)	自治基本条例 規定なし (7市)
市民投票条例 規定あり (11市)	<u>川口市素案</u> 、川崎市、山陽小野田市、小諸市	富士見市、高浜市、防府市 (注)広島市、坂戸市、桐生市、北広島市
市民投票条例 規定なし (3市)	豊中市、大和市、宮古市	

(注) 広島市、坂戸市、桐生市、北広島市では、自治基本条例が制定されていません。

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目⑤ 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」

【趣旨】

市民投票の実施に関し、既に取り上げた「市民投票に付することができる事項」、「市民投票を請求する場合の要件」、「投票権を有する者の資格」及び「投票及び開票の方法」の4つの重要項目に含まれない重要項目を「その他市民投票の実施に関し必要な事項」としてまとめ、検討するものであり、情報の提供、投票運動、成立要件等、結果の尊重について定めるものです。

情報の提供は、投票日などの市民投票の実施に関する情報や投票事項に関連する行政資料の公開の基本的事項を定め、投票運動は、市民間における投票運動の可否と、投票資格者の自由な意思の不当な拘束を防ぐことを目的として、禁止行為を定めるものです。

成立要件等については、市民投票の結果に一定の投票率の割合を基準とした成立、不成立の要件を設けるか、さらに不成立のときに開票作業を行うかについて定めるものとなります。

結果の尊重は、市民投票の結果を市政運営にどのように反映するかについて、その取り扱いを定めるものです。

(素案)

(情報の提供)

第15条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容の趣旨及び第8条第2項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議の事項に係る計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第16条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(市民投票の成立要件等)

第18条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。

(結果の尊重)

第20条 議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(概要)

素案第15条には、市民投票における情報の提供を規定しています。始めに同条第1項では、第8条第2項において選挙管理委員会が告示することとなっている選挙日を始めとする情報を投票資格者に広く周知するために、市民投票の趣旨、投票日や投票時間などについて、広報その他適当な方法により投票資格者に告示日から投票日の2日前までに行うこととしています。

同条第2項では、市が保有する投票事項に関する計画案や資料を、市長が縦覧に供さなければならないことを定めています。ただし、これらの資料が川口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、公開しないことができるとする除外規定を設けています。

同条第3項は、市長による資料等の縦覧においては、中立性を保持し、公平な取り扱いを行うことを明記しています。これにより、偏った情報提供などを防止するものとなります。

第16条では、投票運動として、投票運動の原則、禁止行為について定めるものです。市民間による活発な投票運動を期待し、投票運動は自由であることを明記する一方、投票資格者の自由な意思の表示が妨げられることを防止するため、買収、脅迫等の行為を禁止し最小限の制限を規定しています。

第18条第1項では市民投票の成立要件等として、市民投票の結果が市民の多数の意見としての量的な納得性が必要と考え、投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものと定めています。また、開票作業に係る費用などを考慮し、不成立の場合には開票作業その他の作業は行わないこととしています。

同条第2項では、市民投票は、有効投票総数の過半数をもって決することを明記するものです。

第20条は結果の尊重として、川口市自治基本条例第30条第2項の規定から、議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならないと定めています。

素案では、上記の規定としていますが、他団体においてはこれらを規定していない例もあることから、検討を要するものです。

【検討事項 1 情報の提供】

市民投票に付することができる重要項目について、市民が自らの意思を判断し表示するためには、様々な情報を十分に得ることが必要となります。この情報には、投票行為に係る投票日や投票時間などの情報と、投票資格者が投票事項に対し自らの意思により納得できる判断を下すために必要な投票事項に関する情報の2種類が考えられます。

情報の提供については、川口市自治基本条例等の関係条例においても、市民への情報提供に努めるとされています。

また、市民投票は市民に最終的な判断を仰ぐものであることから、市は投票事項の賛否に、当然に中立な立場でなければならず、情報の提供においても公平な取り扱いする必要があります。

素案では、情報の提供に関する事項は条例に規定すべき重要な項目として、同条第1項に、投票行為に必要な情報を、市長から事務の委任を受けた選挙管理委員会が広報その他の適当な方法により、告示日から投票日の2日前までに行うことを規定しています。さらに同条第2項には、市が保有する投票事項に関する計画案や資料を、市長が縦覧に供さなければならないことを定め、同条第3項には、その縦覧においては中立性を保持し、公平な取り扱いを行うものとしています。

なお、情報公開条例との整合をはかり、縦覧する資料が、法令などの規定により公にすることができない情報、特定の個人を識別することができる情報などの場合には非公開としています。

他団体では、情報の縦覧や中立公正な取扱いに関する規定を定めていない例もあることから、自治基本条例などの本市の他の条例との整合性を考慮し、検討を要するものです

(素案 (関連箇所抜粋))

(情報の提供)

- 第15条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容の趣旨及び第8条第2項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。
- 2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議の事項に係る計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

(具体的検討事項)

市民投票における情報の提供を下記の点から検討する。

- ・ 提供する情報の種類と提供に用いる媒体
- ・ 情報の提供における中立、公平な取り扱いを規定するか

(参考：情報の提供)

他市の例では、情報の提供についてはすべての市において規定されていますが、情報の提供媒体、提供期間を規定している団体としていない団体があります。また、中立性、公平性の規定についても、同様に各市で状況が異なります。

①情報の提供の義務規定の有無

- ・素案を含むすべての市で情報の提供が規定されています。

②提供媒体の明記の有無

- ・14市のうち12市で、広報（公報）その他適当な方法によるものと規定されています。
- ・上記のうち4市は、広報等の媒体に関する規定は規則に定められています。
- ・14市のうち2市で、公開討論会、シンポジウム等の施策が例示されています。

③縦覧（閲覧）の規定

- ・14市のうち4市で、資料の縦覧が規定されています。

④期間の明記

- ・14市のうち3市で、広報等の期間が規定されています。

⑤中立性、公平性

- ・14市のうち5市で、中立性及び公平性の取り扱いが規定されています。
- ・上記のうち3市は中立性と公平性が併記されています。

市 名	①	②	③	④	⑤		その他
					中立	公平	
川口市素案	○	○	○	○	○	○	
富士見市	○	○	○	○			公開討論会等あり
広島市	○	○					②は規則
坂戸市	○	○					②は規則
豊中市	○	○		○	○	○	
川崎市	○		○		○		
高浜市	○	○	○				公開討論会等あり
桐生市	○	○					②は規則
山陽小野田市	○	○					②は規則
大和市	○	○				○	
防府市	○	○					
北広島市	○	○					
宮古市	○						
小諸市	○	○			○	○	

【検討事項 2 投票運動】

投票運動として第16条では、投票運動の原則、禁止行為について定めるものです。

市民投票は、市民間における活発な議論を経て投票が行われることが望ましいと考えられることから、投票運動を一切制約せず自由に行えるようにすることが望ましいと考えられます。

しかし、投票運動に制約を設けない場合には、エスカレートした投票運動により、投票資格者の自由な意思の表示が妨げられることも想定されます。

公職選挙法の第1条では、選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保することが定められていますことから、選挙運動における、選挙人の自由に表明せる意思を阻害する要因に対して制約が課され、罰則が規定されています。

このようなことから、他団体では、必要最小限の制約事項を定めた規定となっており、刑法で禁止されている行為や、あきらかに投票資格者の意思に不当に干渉するもの以外は自由に投票運動が行えることとなっています。また、市民間における活発な議論を萎縮させる恐れがあることから、違反行為に対する罰則規定は、ほぼすべての団体で規定されていないものです。

素案では、活発な投票運動が行われることを優先し、投票運動は自由に行えることを明記したうえで、ただし文において、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される投票運動を制約する規定としたものですが、他団体では、市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限などを規定している例もあることから、検討を要するものです。

(素案 (関連箇所抜粋))

(投票運動)

第16条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(具体的検討事項)

市民投票の投票運動について下記の点から検討する。

- ・投票運動の原則をどのように定めるか
- ・投票運動の禁止事項をどのように定めるか

【参考】

公職選挙法による主な選挙運動の禁止事項

第136条(特定公務員の選挙運動の禁止)、第137条(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)、第138条(戸別訪問)、第138条の2(署名運動の禁止)、第138条の3(人気投票の公表の禁止)、第139条(飲食物の提供の禁止)、第140条(氣勢を張る行為の禁止)、第140条の2(連呼行為の禁止)

(参考：投票運動)

市民投票における投票運動に関し他市の例を調査した範囲では、公職選挙法違反のような罰則規定を設け規制している団体はなく、すべての団体で制限事項を概括的に規定していることから、実質的には注意喚起を目的とした規定となっています。

一般的には、下記①及び②の組み合わせか、②及び③の組み合わせにより規定されています。

①投票運動は自由とする。

市民投票における投票運動は、自由に行えることを明記するものです。ただし、一般的に下記のような制限事項が規定されています。

②買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される行為の制限

投票資格者の自由な意思の表示に支障を来たす運動を制限するものです。

③市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限

大音量による街頭演説や戸別訪問を深夜に行うことは、市民の平穏な生活環境を侵害するものであることから制限するものです。

④公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為の制限

公職選挙法等による選挙の禁止事項と同様の行為を制限するものとなります。

⑤投票管理者、開票管理者等の投票運動の制限

市民投票の公平性に疑義が生じることのないように、投票管理者や開票管理者を始めとする市民投票の投開票事務に携る者の選挙運動を制限する規定となります。

⑥他の選挙の期間が重複する場合の制限

市民投票における投票運動が、一般選挙で規制されている事項に抵触することを防ぐために市民投票の投票運動期間と選挙運動の期間が重なる場合の制限を規定しているものです。

	①	②	③	④	⑤	⑥	そ の 他
川口市素案	○	○					
富士見市	○	○					
広島市							投票条例に関連規定なし
坂戸市		○	○				
豊中市		○	○				
川崎市		○	○	○	○	○	
高浜市	○	○					
桐生市		○	○				
山陽小野田市	○	○					
大和市		○	○				
防府市	○	○					
北広島市		○	○				
宮古市		○	○				
小諸市		○	○				

【検討事項3 成立要件等】

市民投票は、市民の意思を確認する最終的な手段であり、一般的に市長及び市議会には投票結果に尊重義務が生じることからも、その結果は少数の市民の意見ではなく、市民の総意と受け止めるに足る量的な納得性が必要となります。

このことから、他団体の例では、投票率に一定の基準を設け、基準以下の場合は当該市民投票を不成立とすることを投票条例に明記している例があります。

一方、成立要件を設けるデメリットとしては、投票事項の賛成派、反対派のうち世論の状況で劣勢に立たされている派閥が、市民投票の成立を阻止することを目的で、投票率を上げないために、市民投票のボイコット運動が行われる恐れもあります。

また、成立要件を設けた際に、不成立となった市民投票の開票事務を行い、結果を公表することは、費用面で負担が大きいことのみならず、不成立であるにも係らずその結果に多少ならずとも影響を受ける可能性もあり、そのことが市民間に禍根を残す結果ともなりえます。

素案では、成立要件については、ボイコット運動などのデメリットもあるものの、市民投票の結果を市民の総意と捉え、尊重するためには一定数以上の投票数が必要と考え、成立要件を設けることとし、その基準は、市民投票は賛否を問う形で有効投票数の過半数を持って決することと、公職選挙法第95条では市長選挙の当選に必要な得票を有効投票数の $1/4$ と定められていることを参考に、投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは成立しないものとするものです。また、市民投票が不成立の場合は、開票作業その他の作業は行わないこととしているものですが、成立要件には前述のデメリットもあることから、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の成立要件等)

第18条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。

(具体的検討事項)

市民投票の成立要件等を下記の点から検討する。

- ・ 成立要件の規定の有無及びその基準
- ・ 成立要件を設けた場合における不成立の際の開票の有無

(参考：成立要件等)

①市民投票の成立要件の有無及びその基準

- ・ 14市のうち10市で、市民投票の投票率による成立要件を規定しています。
- ・ 成立要件を設けている10市のうち9市は過半数（1/2）の投票率を基準としています。
- ・ 成立要件を設けている10市のうち富士見市のみが1/3の投票率を基準としています。

②市民投票が成立要件の基準を満たさず不成立となった場合の開票作業

- ・ 成立要件を設けている10市のうち8市が不成立の際に開票作業を行わないとしています。
- ・ 成立要件を設けている10市のうち2市が不成立の際にも開票作業を行うとしています。
- ・ 上記2市のうち、北広島市は開票作業を行うことを規定していますが、坂戸市は特に不成立の際の開票に関する規定はありません。

市 名	①成立要件の規定の有無及び基準	②不成立の際の開票作業	そ の 他
川口市素案	過半数以上	開票しない	
富士見市	1/3以上	開票しない	
広島市	1/2以上	開票しない	
坂戸市	1/2以上		
豊中市			
川崎市			
高浜市	1/2以上	開票しない	
桐生市	1/2以上	開票しない	
山陽小野田市	1/2以上	開票しない	
大和市			
防府市	1/2以上	開票しない	
北広島市	1/2以上	開票する	
宮古市	1/2以上	開票しない	
小諸市			(注1)

(注1) 小諸市住民投票条例では、投票結果の尊重として「住民投票において、一の事案についての賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の4分の1以上の数に達したときは、市民、市議会及び自治基本条例第3条第6号に規定する市の執行機関は、自治基本条例第30条第2項の規定により住民投票の投票結果を尊重しなければならない。」と規定されています。この規定は、投票資格者の1/2以上の投票があり、その投票数の過半数の賛成があった場合は、投票結果を尊重するものであることから、実質的な成立要件の規定と考えられます。

【検討事項4 結果の尊重】

結果の尊重は、市民投票の結果を誰がどのように取り扱うのかを定めるものです。市民投票は一般の選挙や直接請求と異なり、関係法令の規定が適用されないことから、その投票結果をどのように取り扱うかについては、各団体の裁量に委ねられています。

このことから、投票結果の取り扱いについては、結果に従わなければならないとする拘束規定から参考程度に留める規定まで、各団体の市民投票条例の位置付けにより幅のある取り扱いが考えられます。しかし、他団体の例を見ると一律に、市民投票の結果を尊重しなければならないとする規定となっています。

また、市民投票の結果の取り扱いについては、その取り扱いを行う主体を明確にすることが必要となります。この主体は一般的に、市民、市議会、市長が考えられ、他団体の例では、すべての団体に市議会及び市長に尊重義務を課していますが、一部の市では市民にも市議会、市長と同様の尊重義務を課しています。さらに、市民投票の対象事項には、市長以外の執行機関の権限に属する事項も含まれることから、教育委員会などの執行機関をその他の執行機関としてまとめ、同様に尊重義務を明確に課している例がありますが、その他の執行機関に尊重義務を課していない団体においても、市長の勧告権などにより実質的には、市民投票の結果は尊重されるものとなっています。

素案では、川口市自治基本条例第30条第2項に「市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定されており、この規定の「市」とは、同条例第2条の定義により規定されている「議会及び市長その他の執行機関」であることから、議会及び市長その他の執行機関に市民投票の結果の尊重義務を課すものです。なお、川口市自治基本条例の市民投票に関する規定に既に尊重義務が規定されていることから、市民投票条例に尊重義務を規定しなくても、実質的には尊重義務は課されるものとなりますが、重要な規定であることから、市民投票条例にも同様に規定するものです。他団体の例では、市民にも尊重義務を課している例もあることから、検討を要するものです。

(素案 (関連箇所抜粋))

(結果の尊重)

第20条 議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(具体的検討事項)

投票結果の取り扱いについて下記の点から検討する。

- ・ 尊重規定とするか、尊重以外の規定とするか
- ・ 取り扱いの主体の範囲（市民、市議会、市長、その他の執行機関）
- ・ 自治基本条例と市民投票条例の両条例に規定するか

(参考：結果の尊重)

①投票結果の尊重義務者

- ・市民 … 14市のうち8市で市民に対する投票結果の尊重義務を規定しています。
- ・議会 … すべての市で議会に対する投票結果の尊重義務を規定しています。
- ・市長 … すべての市で市長に対する投票結果の尊重義務を規定しています。
- ・その他の執行機関 … 素案を含む3市でその他の執行機関の尊重義務を規定しています。

②投票結果の尊重義務を規定している条例の種類

- ・自治基本条例 … 素案を含む7市で基本条例に投票結果の尊重義務を規定しています。
- ・市民投票条例 … 14市のうち11市で投票条例に投票結果の尊重義務を規定しています。
- ・素案を含む4市では、自治基本条例及び市民投票条例の両方に尊重義務を規定しています。

市 名	①結果の尊重義務がある者				②規定条例		その他
	市民	議会	市長	その他	基本	投票	
川口市素案		○	○	○	○	○	
富士見市		○	○			○	
広島市	○	○	○		-	○	基本条例未制定
坂戸市	○	○	○		-	○	基本条例未制定
豊中市		○	○		○		
川崎市		○	○		○	○	
高浜市	○	○	○			○	
桐生市	○	○	○		-	○	基本条例未制定
山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	
大和市	○	○	○		○		
防府市	○	○	○			○	
北広島市		○	○		-	○	基本条例未制定
宮古市		○	○		○		
小諸市	○	○	○	○	○	○	(注1)

(注1) 小諸市では一般的な投票結果の尊重義務は自治基本条例で定められており、小諸市住民投票条例では、「住民投票において、一の事案についての賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の4分の1以上の数に達したときは、市民、市議会及び自治基本条例第3条第6号に規定する市の執行機関は、自治基本条例第30条第2項の規定により住民投票の投票結果を尊重しなければならない。」と規定されている。

投票立会人についての聞き取り調査について

1. 調査目的

住民投票はある事項に対して賛否を問う、あるいは選択肢を選ぶものであり、候補者を選ぶ選挙とは性質が異なる。公平性の観点から、住民投票において投票立会人及び開票立会人をどのように選任するのが適切かを検討するため、先進自治体に対し調査を行う。

2. 調査ポイント

選挙における立会人は、投票開票どちらとも投票資格者名簿に登録された者が対象となる。投票立会人は公平性を保つために1つの投票区につき、同一の政党その他の政治団体に属する方から2人以上の立会人は選任できないという制限がある。開票の場合は各候補者が1人を立会人として届け出ることができ、届け出された数が10人を超えなければ、直ちにその方が開票立会人となる。超えた場合は、くじで決める。ただし、こちらも同一の政党その他の政治団体に属する候補者から届け出された方を3人以上選任しないという制限がある。

候補者及び政党と直接関わりをもたない住民投票において、これらの規定の趣旨を反映させるために独自の取り組みがあったのかが調査のポイントとなる。

3. 調査方法

住民投票を過去に実施した自治体及び未実施ではあるが大規模な自治体へ電話にて照会。

4. 照会事項

- ・投票立会人の選任方法について
- ・開票立会人の選任方法について

5. 調査結果

各自治体共通事項

下記の自治体では投票資格者名簿に登録されている者の中から、投票及び開票立会人を選任することが共通して規定されている。

その他各市の特色は下記のとおりである。

(1) 住民投票実施自治体

①佐久市（平成 22 年 11 月に文化会館建設の賛否を問う投票を実施）

- ・投票立会人の選任方法について

選挙と同様に、投票管理者からの推薦を受け選任した。

- ・開票立会人の選任方法について

たまたま賛成派から 1 人、反対派から 1 人の申請があったため選任し、残り 1 人は選挙管理委員会事務局職員の中から選任した。

賛成派反対派の所属は自己申告による。

仮に賛成派からのみ申請があった場合どのようにしたか聞いてみたところ、規定にないので他にいなければ選任したと思う、ということであった。

②熊本市（平成 21 年 6 月に旧植木町において合併の賛否を問う投票を実施）

- ・投票立会人の選任方法について

選挙と同様に、投票管理者からの推薦を受け選任した。

住民投票条例の中で公職選挙法の規定と同様にするとしたため、同一政党の方を 2 人以上にしないよう選任した。

- ・開票立会人の選任方法について

賛成派、反対派双方から 1 人ずつ届出を出してもらい選任し、さらに選挙管理委員会事務局の職員から 1 人選任した。賛成派反対派は事務所を構えて活動していたため、特定しやすかったためこのような措置がとれた。なお、賛成派反対派から選任することについての定めはない。

③大崎市（平成 16 年 8 月に旧三本木町において合併の賛否を問う投票を実施）

・投票立会人の選任方法について

選挙と同様に、投票管理者からの推薦を受け選任した。

なお、慣例として旧三本木町では行政区（いわゆる町会・自治会のようなもの）の長の中から選ばれており、1つの投票区に4～5つ程度の行政区があるため順番に選任されている。

・開票立会人の選任方法について

行政区長と市役所OBの中から選挙管理委員会事務局が3名を選び、選挙管理委員会にて選任した。

④鳥取市（平成 24 年 5 月に庁舎建替えについて住民投票を実施）

・投票立会人の選任方法について

当初は20代～30代を対象に公募したが申し込みが少なかったため、投票管理者からの推薦をもとに選任した。投票運動をしていない方を対象にした。

運動をしていないかどうかの確認は自己申告による。

・開票立会人の選任方法について

財団法人明るい選挙推進協議会から3名の推薦を受け選任した。

こちらも、投票運動をしていない人を条件としている。

⑤富士見市（平成 15 年 10 月に合併について賛否を問う住民投票を実施）

・投票立会人の選任方法について

担当者も変わり詳細は分からないが、恐らく住民投票だからということでの特別な検討というのはしていないのではないかと。選挙ではないので、政党等は気にせずに選任したのではないかとと思われる。（担当者談）

・開票立会人の選任方法について

同上

⑥美里町（平成 16 年 4 月に合併について賛否を問う住民投票を実施）

・投票立会人の選任方法について

住民投票は町長選挙と同日、同会場にて実施する予定であったが、候補者が1名であったため町長選挙は無投票となった。立会人は町長選挙で予定されていた方に依頼した。

なお美里町では選挙の立会人の選任は行政区（いわゆる町会・自治会のようなもの）の長からの推薦を受け選任しており、政党に登録していない方を推薦してくれるよう依頼している。

・開票立会人の選任方法について

同上

(2) 住民投票未実施団体（大規模自治体）

①川崎市

- ・ 投票立会人の選任方法について
規定により選挙との同日実施を原則としているため、選挙の立会人をお願いする。
- ・ 開票立会人の選任方法について
同上

②広島市

- ・ 投票立会人の選任方法について
条例どおり、公職選挙法の規定を準用する予定である。
- ・ 開票立会人の選任方法について
同上